



夏の子どもまつり(7月19日) 南部町堺漁港

海の幸を通じて、親と子のふれあいを深めよう

第7回目になる夏の子どもまつりが、南部町・南部川村の子供たちがたくさん参加して、今年も堺漁港で開催されました。タコや小アジのつかみどり、小アジのつりぼり、漁協女性部・青年部、なかよし作業所、すまいる作業所等による朝市もあり、あいにくのお天気でしたが約800人の親子連れ等で、盛大なイベントとなりました。

Contents

合併協議会の動き	2~5
協議会でこんな意見が出ました	6~8

の動き

合 併 協 議 会

報 告 事 項

認定第1号

平成14年度南

部町・南部川村合併協議会
決算について

平成14年度歳入決算額 25,000,070円に対し、歳出決算額は17,869,592円となり、7,130,478円が平成15年度に繰り越されることになりました。
これを受けて、羽柿靖雄監査委員（南部町）より監査報告が行われ、全会一致で認定されました。

7月18日（金）

午後1時30分

から、南部町役場

3階大会議室に

おいて、第6回

合併協議会が開

催されました。

協議された内容

(単位:円)

款	項	目	節	収入済額	備 考
1.負担金	1.負担金	1.負担金	1.負担金	20,000,000	南部町 10,000,000円 南部川村 10,000,000円
2.県支出金	1.県補助金	1.県補助金	1.県補助金	5,000,000	合併推進事業費補助金
4.諸収入	1.諸収入	1.諸収入	4.諸収入	70	預金利子
合 計				25,000,070	

(単位:円)

款	項	目	節	収入済額	備 考	
1.運営費	1.会議費	1.会議費	1.報酬	937,500	委員報酬	
			9.旅費	997,200	費用弁償	
			11.需用費	209,038	消耗品費、食料費	
			12.役務費	117,600	広告費	
			13.委託料	351,879	会議録作成、講師派遣	
			14.使用料及び賃借料	291,388	協議会会場借上、視察バス借上	
	2.事務費	1.事務費	1.事務費	9.旅費	62,830	普通旅費
				11.需用費	673,836	消耗品費、印刷費、燃料費、修繕費
				12.役務費	542,945	通信運搬費、手数料
				13.委託料	355,041	複写機保守他
2.事務費	1.事務費	1.事務費	14.使用料及び賃借料	461,767	機械・器具・車両・事務所借上他	
			8.報償費	163,400	謝礼金	
			11.需用費	950,418	消耗品費、食料費、協議会だより印刷費	
合 計				11,754,750	新町建設計画、電算分析業務他	
合 計				17,869,592		

報告第12号

協議項目の変更について

協議項目が4項目削除されました。

〔削除項目〕

・事務事業の一元化に関する事項

〔18〕各種団体への補助金・交付金等の取扱い：特別に項目立てをせずに各種事務事業の取扱いの中へ含めるため。

〔19〕各種事業での受益者負担金の取扱い：前回確認された農林水産関係事業の中で、行われているため

〔23〕学校給食の取扱い：学校教育関係に含めて提案されるため



第6回合併協議会

協議事項

(協議・確認)

協議第22号

新町まちづくり計画について

次回協議会に、具体的な事業名を提案することとして、継続協議となりました。

ているため

協議第23号

使用料・手数料の取扱いについて

・窓口関係事務手数料について

このように変更されます

	南 部 町	南 部 川 村	新 町
土地、建物、資産、営業及び職業所得等に関する証明手数料	200円	150円	200円
戸籍謄本抄本交付手数料 戸籍全部事項個人事項証明手数料	450円	450円	450円
除籍謄本抄本交付手数料 除籍全部事項個人事項証明手数料	750円	750円	750円
住民票の写しの交付手数料 住民票記載事項証明手数料	200円	150円	200円
住民基本台帳閲覧手数料	1人につき 200円	1人につき 150円	1人につき 200円
戸籍の附票の写し交付手数料	200円	150円	200円
身分に関する証明手数料 外国人登録に関する証明手数料	200円	150円	200円
印鑑登録証交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料	200円	150円	200円
住基ネットICカード手数料	500円	500円	500円
狂犬予防法に基づく犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	550円	550円
犬の鑑札の再交付手数料	1,600円	1,600円	1,600円
狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円	340円	340円
鳥獣飼養許可証の交付手数料、又は更新手数料、再交付手数料	3,600円	3,600円	3,600円
公簿、公文書又は図面の交付及び閲覧手数料	200円	150円	200円

では、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一

する。以上のように確認されました。

協議第24号

衛生環境事業の取扱いについて

・生ゴミ処理機購入補助について

生ゴミ処理機購入費補助金については、合併時に要綱を統一し補助を実施する。

生ゴミ処理機：電気による温風等で生ゴミを加熱し、乾燥させる電気乾燥式と、バイオ材を投入し電力を利用して攪拌しながら微生物の働きによって生ゴミを分解する電気バイオ式があります。処理したものは、土壌改良剤や肥料として活用することが可能です。これら

他にもコンポスト式がありますが、南部川村の例では補助対象からはずれています。

補助金交付対象者（南部川村の例）：新町に住所を有する世帯の世帯主で、過去5年以内に同じ助成金の交付を受けてない方。適正な設置をしている方。処理後の製品について、自家処理のできる方に限ります。

・補助金額：処理機の販売価格の1/3以内で上限5万円とします。
・助成対象機：家庭用電気式生ゴミ処理機



生ゴミ処理機（電気乾燥式）

- ・粗大ゴミ等について
粗大ゴミ等の特別収集は、南部町の例により統一し実施する。

- 南部川村で行っている粗大ゴミの拠点回収は、合併後も継続して実施する。拠点位置については新町において検討する。

- 合併時に新町として、直接自宅まで何う粗大ゴミ収集を実施します。

- (対象) 一般家庭で発生する粗大ゴミで、自ら搬入の出来ない方(高齢者等)

- (手数料) 軽トラック1台につき1,050円。
生活保護世帯等について

- は、担当課と協議を行い、なるべく負担のかけられないようにします。

- 資源物(資源ゴミ)については資源物(資源ゴミ)の拠点回収は、合併時に統一し継続して実施する。

- 合併時に拠点回収は、全町的に実施します。

- 回収品目については、2種2品目(ペットボトル・紙パック)とします。



紙パック回収専用箱

ペットボトル回収専用箱

- ・一般廃棄物について

- 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施する。

- ゴミの分別の徹底を図るため、新町において指定ゴミ袋の導入を検討する。

- 収集回数については、合併後に統一します。南部川村地域の可燃ゴミ収集の週2回制の導入については、合併後調整検討します(現在南部川村は週1回)。

- 先進地の事例等を踏まえ、利用する住民にとって同じ水道であり料金の不公平感のないように研究を重ねており、継続協議となりました。

- 資源ゴミ(缶・金属類)、ビン類・埋立ゴミの収集は、月2回とします。ただし、ダンボール、新聞・雑誌については、現行どおりとします。

- 以上のように確認されました。

- 協議第25号
上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

- 協議第26号
下水道・集落排水関係事業の取扱いについて

- ・農業集落排水事業について
農業集落排水未加入者の新規継続による費用の負担等については、合併時に統一する。

- 農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、

- 合併後3年を目途に新町において、将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。

- 現行の料金体系は、少子化に対する対応性がないので、新町において、将来的には集落排水・公共下水道とも水道使用水量を基礎とする料金体系への統一を検討する必要があります。

- 合併処理浄化槽設置補助に
合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施する。

- 補助対象区域：農業集落排水事業、公共下水道事業実施区域を除く、新町全体を補助対象地域とします。

- 補助対象者：50人以下の浄化槽を設置するものであって、住宅及び併用住宅とします。ただし、首長が定めたものについては、この限りではありません。

- 補助金：国の基準額に統一します。

以上のように確認されました。

農業集落排水施設の概要

南 部 町

施設概要

地区名	供用開始日	加入戸数	供用戶数
西岩代	H10.9.1	127	105
東岩代	H11.9.1	179	122
計	2地区2施設	306	227

南 部 川 村

地区名	供用開始日	加入戸数	供用戶数
受領	H13.1.4	35	30
共和東	H13.5.1	260	144
本郷	H13.7.2	125	68
西本庄	H16.4予定	250	
共和西	H16.4予定	73	
晩稲・熊岡	H17.4予定	320	
滝	未定	121	
城西	未定	161	
計	8地区8施設	1,345	242

使用料

家庭用	基本料金 2,000円 人数割 400円/人
学校、保育所、公民館	基本料金 10,000円 人数割 200円/人
大規模集会所	10,000 円/月
小規模集会所	4,000 円/月
事務所等	基本料金 4,000円 人数割 200円/人

家庭用	基本料金 2,000円 人数割 560円/人
学校、保育所、公民館	基本料金 10,000円 人数割 280円/人
大規模集会所	該当なし
小規模集会所	4,000 円/月
事務所等	基本料金4,000円 算定割額280円 建築物の用途別によるし尿浄化槽対象算定基準により算定した人数

南部町の公共下水道の概要

全体計画

処理地域	事業年度	計画人口	計画戸数
堺～山内	平成8～25年度	7,530人	2,400戸

供用開始区域の概要

処理区域	供用開始年月日	供用可能戸数	供用戶数
山内、気佐藤、南道、北道、芝の一部	H14.10.1	600戸	150戸

使用料

基本料金	1,200 円/10m ³		
10m ³ ～30m ³	130円	100m ³ ～200m ³	160円
30m ³ ～50m ³	140円	200m ³ ～以上	180円
50m ³ ～100m ³	150円		

平成15年7月現在

提
案

協議第27号

学校教育関係の取扱いにつ
いて

協議第28号

社会教育関係の取扱いにつ
いて

確
認
事
項

次回協議会の開催について
第7回合併協議会 平成15
年8月27日 午後1時30分
南部川村保健福祉センタ
ー

第6回 協議会で こんな意見が でました

協議第22号

新町まちづくり計画について

新町の一体感ということでは、国道424号線をすぐ思い出します。これは新町で合併特例債を借りてでもという事業ではないと思いますが、その辺の見通しは、

・小谷事務局長 国道424号線は、高城・清川地区の方が新庁舎に行くのが非常に遠くなりますので、進めていきたいと思えます。国道ですから、新町で負担金は発生しませんが、県の方

で合併特例債を借りることが出来ますので、お願いしていきたいと思えます。現在、県の方と事前協議中です。

合併特例債というのは、特別に貸してくれるということですが、言葉は悪いが「使いまくった方が得なのか」、将来負担が10何億も出てくるとなると、「使わなくても良い所は使わずにいくほうが得なのか」、その辺いかがですか。

・小谷事務局長 特例債はあくまでも借金ですので、返さなければなりません。けれども、どうしても必要な施設であれば、70%が地方交付税で見てくださいので、必要な事業だけは、せっかくの制度ですのでやればと思えます。

合併特例債：合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、又は均衡ある発展に資するために行う公共事業について借りることが出来ます。例えば、旧町村相互間の道路・橋梁の整備、住民が集う運動公園の整備、

備、庁舎の統合等。南部町・南部川村では事業費で約55億5千万円、その95%の約52億7千万円を借りることが出来ます。借りた額の70%が普通交付税に算入（約36億9千万円）されるので、その差額は新町で負担することになります。

協議第24号

環境衛生事業の取扱いについて

生ゴミ処理機購入補助制度は、大変ありがたい制度だと思えますが、町中では、自分で処理後の製品を処理できる人が少なく、活用するのは難しいのではないのでしょうか。

南部町でも粗大ゴミの拠点回収を望む声があります。拠点回収費用は、廃棄する人が負担するのは当然だと思えますが、この辺は考えていくべきではないかと思えます。

指定ゴミ袋は、ゴミの収集を実質有料化することになるわけですが、そこでは是非確認したいのは、あくまで

もゴミの分別の徹底を図るためにすると、その趣旨を是非大事にして欲しいと思えます。

ゴミ処理場の問題ですが、今の処理場を出来るだけ長持ちさせるといことが大事ではないかと思えます。現在、ゴミ処理場というのは、補助金の関係もあって

大型化・広域化しています。ところが、大型化している処理場のトラブルが続いているのを新聞報道でよく見ます。処理場を長持ちさせるためには、ゴミの減量と分別の徹底が大事だと思います。そういう点で行くと、南部町では、分別の徹底とか減量化ということでは、啓発活動をもっとす



ゴミ処理場（南部町・南部川村環境衛生事務組合塵芥処理場 南部町山内）

る必要があるのではないかと思います。

南部川村の連合婦人会の役員等を務めた方で、平成元年にクリーンクラブという会をつくりました。その中で、水をきれいにする運動とゴミの分別をして減量化を促すということで、取り組んできました。

水をきれいにすることに
ついては、女性用のストッキングを使って、家庭排水をきれいな水になるようにということ啓発もしました。そのことよって集落排水が進んできたという意識に向かっていったのではないかと思います。

ゴミの指定袋ですが、以前に肥料の袋でゴミを出されて、処理場の方が苦労されているのを見て、透明の袋に、「皆さん取り組みましょう」という項目を印刷して、皆さんに使って頂くようにしました。市販の袋が真っ黒で、やっぱり皆さん中身を見られたくないというのがあって、随分苦労しました。クリーンクラブ内では、割高になっても、その分で処理場を長持ちさ

せたり、運営に当たって費用が軽減できるなら、指定袋を作って頂けたらと思います。

南部町では、今はありがたいことに何でも持つていってくれるので、新町になって、担当課にお願いしたいのは、何種類に分けるといいうのを早めに周知して欲しいと。私達も折に触れ、啓発はしていますが、やっぱり袋がちちんと出来てないと、トレーとペットボトルを分けるぐらいの現状なので。分別種目を先に設定してもらって、地区懇も実施してもらって、そういう計画を先にしたいと思いません。

資源ゴミの拠点回収に、トレーを含めてはどうか。

・小谷事務局長 現在、スーパーでトレーの回収箱を置いてくれている所もございませんので、その辺も加味して研究していきたいと思えます。

ペットボトルやトレーは、女性が一生懸命になって、やろうと思えば出来ること

なんです。このゴミ問題を男性の皆さんにも浸透して欲しいと思います。いつもどこかに啓発的な文言が入るような文書、それによつてきれいにしないとイケないという気持ちが出てくると思うんです。新しいゴミ

袋にしても、無理に新しく作らなくても、市販で10枚100円ぐらいのものを使った方が、住民の皆さんが良いとすれば、徹底的に分別できるように啓発して、処理にはお金がかかるので焼却料という形をとると



南部川村本郷地区農業集落排水処理場（南部川村東本庄）

か、色んな検討方法があると思いますから、そういうことを担当の皆さんとか、処理場で仕事されてる方とかが相談して考えて頂いたらどうかと思います。

協議第26号
下水道・集落排水事業の取扱いについて

農業集落排水事業、南部川村の場合未定含めて8地区となっておりますが、計画区域に入っていない地区は合併処理浄化槽でされるのですか。

・山田会長 実施6地区は上南部地区で、未定は高城地区です。本当は全地区やりたいと思いますが、補助基準の関係で採択されにくい面がありまして、このような計画になっております。

農業集落排水事業が無理な地域は、単に国の基準で合併処理浄化槽補助しますよというだけではないに、新町で合併処理浄化槽を事業化したらどうかと。これはもちろん住民の合意が必要なことですが、やりたいというなら、新町で一定の負



公共下水処理場（南部町芝）

担をしても、全町に公共下水が集落排水か或いは合併処理浄化槽で、全部出来たよというような計画を持つたらどうかと思います。

・小谷事務局長 合併処理浄化槽の事業化については、特定地域生活排水処理事業というのがございますので、研究していきたいと思えます。

水道使用水量で処理料金をということなんですが、検討して頂きたいのは、井戸水を使われている家庭もあれば、水道水を使って梅の洗浄をされている家庭もあります。その辺を、考慮して頂きたい。

・小谷事務局長 今後、3年を目途に検討していく項目になるうと思えます。

協議第28号
社会教育関係の取扱いについて

青年団・婦人会、これは自主性の問題があると思えます。その辺はいかがでしょうか。

・小谷事務局長 任意の民間団体です。

・山崎副会長 社会教育の問題については、強制するものではないんですね。連合組織をどうするか、これは我々が決めることではありませんので。青年団や婦人会もそうだし、その他の任意団体も一緒にする方が良いか、あるいは連合組織にしてそれぞれの地域の特性を生かすのか。そういう

・小谷事務局長 任意の民間団体です。自主性を尊重していききたいと思えます。できれば、一元化に向けて協議をして頂く方向で、そういう表現になっていきます。新



南部川村婦人大会

趣旨やっていたいただければと思います。

第7回 合併協議会は
8月27日(水)
午後1時30分
南部川村保健福祉センター
2階 プララホール